

KADOTA-Office.com 2008.07

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758

今月の花： 薔薇(ピンク)

花言葉： 温かい心

photo by Akiko.K

◆4月からは中小企業でも義務化

「長時間労働者を対象とした医師による面接指導等の実施」については、平成18年に改正された労働安全衛生法で義務化されました（同法第66条の8）。過重労働による健康障害を防止し、労働者の安全と健康の確保を推進するためです。

この面接指導等の実施については、従業員が常時50人未満の事業場についてはこれまで2年間猶予されていましたが、今年の4月からは義務化されています。つまり、すべての事業場において長時間労働者に面接指導を実施し、医師の意見を聴いて措置を講じなければならなくなったのです。

◆どんなことを行わなければならないか

面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、対象となるのは「**時間外・休日労働時間が1カ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者**」であって、会社に**申出**を行った労働者です（ただし、1カ月以内に面接指導を受けた労働者で医師が面接指導を受ける必要がないと認めた場合は除かれます）。

基本的には、会社が指定した医師が行う面接指導を受けることになりますが、労働者が希望する場合は、他の医師の行う面接指導を受けることもでき、その場合は結果を証明する書面を会社に提出する必要があります。そして、会社はその結果を記録しておく必要があります。

また、会社は、医師の意見を聴いて、必要があると認められたときは、労働者の実情を考慮しながら、以下のような措置を講じなければなりません。この考え方は健康診断（安衛法第66条の5）と同様のものです。

- ・就業場所の変更
- ・作業の転換
- ・労働時間の短縮
- ・深夜業の回数の減少
- ・医師の意見の衛生委員会もしくは安全衛生委員会  
または労働時間等設定改善委員会への報告

◆その他の留意点

なお、(1)時間外・休日労働時間が1カ月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者、(2)事業場において定めた基準に該当する（時間外・休日労働時間が1カ月45時間を超えた者は対象とすることが望ましい）者についても、努力義務としての面接指導の対象となります。面接指導の対象となる労働者以外の労働者であっても、予防的な意味から、会社は必要な措置を講ずることが重要とされています。

今月の花だより

このピンクの蕃薺は、一番町1丁目のとあるお店の前に咲いていたものです。お花屋さんの蕃薺も勿論綺麗ですが、1日中自然の光を浴びてのびのびと咲くの蕃薺には人を元気づける前向きな力がある気がします。この撮影場所付近の柳町通では毎年7/19,20に大日如来祭典の夏祭りが行われます。立ち並ぶお店をまわれば童心に返るのもお祭りの楽しみです。お近くをお通りの際はぜひ♪

(Akiko K.)

編集後記:6月のニュースを発行した直後、岩手・宮城を中心とする大きな地震がありました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。また県外の皆様からたくさんのご心配をいただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。当事務所スタッフおよび事務所内は、おかげさまですべて無事でした。ただ、県北のお客様においては、少々事態も異なったようです。日頃から揺れがおおいこの地では、備えがなかったはずはありません。けれど、その瞬間、人はただうずくまるしかない小さなのだと改めて痛感しました。このあとの洞爺湖サミットでは環境問題が大きなテーマになるとのこと、地球そのものの営みに、声に、耳を傾け、人間は謙虚にならなければ、と思ふこのごろです。

労働基準法改正～その後。

●残業代割増率引上げ基準「月60時間超」に修正(6/18)

自民・公明両党は、改正労働基準法案について、残業代の割増率を現行の25%から50%に引き上げる基準を、政府案の「月80時間超」から「**月60時間超**」に修正する方針を固めました。経済界などとの調整を行った後に今秋の臨時国会に修正法案を提出し、早期成立を目指す考えです。

最低賃金法改正～その後。

●最低賃金上げを合意(6/21)

政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議で、政労使の代表は、現在全国平均で時給687円となっている最低賃金を、**5年かけて段階的に**“小規模事業所の最も低い高卒初任給の水準まで引き上げ”することで合意しました。小規模事業所の定義をめぐっては労使で意見が分かれていたが、従業員10～99人規模と定義すると**約755円**に上がる計算となります。

マクドナルド店長残業訴訟～その後。

●マクドナルド 新報酬制度導入を凍結(6/24)

日本マクドナルドは、店長などを対象として8月から残業代支払いと同時に導入する予定だった新報酬制度を**凍結**することを明らかにしました。新制度では“店長手当などを原資”に残業代を支払うとしたため、店長らに不安が広がっていた。新制度への理解を深めた上で2～3年後の導入を目指す方針です。なお、**店長への残業代は先行して支払う**こととしています。

飲酒後の通勤災害訴訟～その後。

●社内で飲み会、帰宅途中に転落死 二審は労災認めず(6/26)

会社内の飲み会に参加し、帰宅途中に地下鉄の駅階段で転落死した男性会社員の遺族が、通勤災害であるとして労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は労災を認めた一審判決を取り消し、本人の業務外の飲酒が大きく影響した事故であり通勤災害とは言えないとして遺族側の逆転敗訴としました。

Topics～日々流れる情報をスポットでお知らせ！

【労働・雇用】

- 週60時間以上の労働者が12.7%に増加 総務省調査(7/4)
- 派遣添乗員に残業代未払いでJTB子会社に是正勧告(7/3)
- 「個人情報保護ガイドライン」24分野で見直しへ(6/29)

【年金】

- 年金運用実績が過去最大5兆円超の赤字…サブプライムローンも原因(7/4)
- 「ねんきん特別便」で記載ミス1,857件発覚(7/3)
- 企業による年金保険料着服202件を認定 第三者委員(7/2)
- ねんきん特別便 現役世代に発送開始(6/24)
- 現役世代保険料 06年度は月1万5,802円で過去最高(6/24)
- 確定拠出年金の導入企業が1万社超に(6/18)

Kadota office.com 2008.07

#発行:2008年7月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : http://www.kadota-office.com/

mail : info@kadota-office.com

修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/

陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/